

平成29年第10回登別市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年11月29日(水) 14時00分から14時40分

2 開催場所 アーニス2階 登別市観光経済部事務室内 農業委員会室

3 出席委員(8人)

会長	9番	井野	知弘
会長職務代理者	3番	逢坂	裕明
委員	1番	赤樫	治
	2番	相良	欣一
	4番	近井	一夫
	5番	三原	一英
	6番	吉鷹	敬貴
	7番	山下	篤

4 欠席委員(1人)

8番 古町 綾

5 議事日程

第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名

第2 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について

第3 議案第23号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の変更について

第4 議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について(使用貸借)

第5 議案第25号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の変更について

第6 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 森元 俊明

総括主幹 西本 利博

業務主幹 佐々木 鉄雄

主査 打田 知之

7 会議の概要

事務局長 ただ今から、平成29年第10回総会を開会いたします。
本日は、8番古町委員から欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は9名中8名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は井野会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
まず、日程第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。

登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 それでは、議事録署名委員は、2番相良委員、3番逢坂委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の西本総括主幹を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

次に、日程第2 報告第4号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局長 報告第4号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」ご説明いたします。

議案書は1ページから3ページになります。

本案件につきましては、3月29日に開催の第2回総会にて決定した農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画による賃貸借について、その土地の一部を賃借人及び賃貸人

双方の合意のもと解約する旨、農地法第18条第6項の規定により農業委員会に通知があり、これを受理したので報告するものであります。

合意により解約する土地は、資料に示す土地4筆の一部であり解約する面積は合わせて45,210.45平方メートル、解約をする日は平成30年2月28日となっております。

なお、解約後の土地については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画による使用貸借を行うこととしており、本件について、議案第24号にて審議いただくこととしております。

以上です。

議長 長 ただ今、報告第4号について、事務局から説明がありましたが何かご質疑ございませんか。

（「無し」の声あり。）

議長 長 よろしいですか。
それでは、以上で報告第4号を終わります。

次に、日程番号第3 議案第23号「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の変更について」と日程番号第4 議案第24号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について（使用貸借）」を一括して議題といたします。

事務局から説明願います。

事務局長 議案第23号及び議案第24号について一括してご説明いたします。

初めに議案第23号「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の変更について」についてですが、議案書の4ページから8ページまでになります。

本案件につきまして、記載の土地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に指定されております。

議案書に記載のとおり、牛舎及びたい肥舎の整備を行うためその一部を農業用施設用地に変更することについて登別市長より意見を求められておりますので、ご審議をいただくものであります。

なお、本件は、平成29年第2回総会の議題となりました上鷲別町

の農地を新たに取得した農業参入者が、営農を行うにあたり必要とされる施設を整備するものであります。

続きまして議案第24号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について（使用貸借）」ご説明いたします。

議案書は9ページから20ページまでになります。

利用権を設定しようとする土地は、資料に示す土地5筆であり、面積は合わせて59,382.82平方メートル、使用貸借の期間は平成30年3月1日から30年間としております。

また、対象地については、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域であります。登別市では、この土地を同法に基づく農業用施設用地とすることで、農業振興地域整備計画を変更する手続きを進めており、この変更については先の議案第23号にて説明したとおりであります。現在、市では、北海道に対し計画の変更に係る協議を進めているところであり、土地の使用貸借が始まるまでには、計画の変更手続きが完了する見込みであるとのことであります。

今回の転用の判断に係る農地の区分は、登別農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でありますので「農用地区域」となります。

農用地区域の転用は原則として不許可としておりますが、本件は利用権の設定者の営農目的に資する施設を整備するものであり、転用の目的について問題はないものと考えます。

なお、利用権の設定を受ける者より「農業経営基盤強化促進法の運用について」の規定による「開発事業計画書」が提出されており、その内容については議案書の12ページから13ページに記載のとおりであります。

以上です。

議長 　ただ今、議案第23号及び議案第24号について、事務局から一括して説明がありましたので、ご質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

（「無し」の声あり。）

議長 　よろしいですか。それでは、採決いたします。
議案第23号及び議案第24号について、原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第23号及び議案第24号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程番号第5 議案第25号「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の変更について」と議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は申請者が同じであるため一括して議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局長 議案第25号及び議案第26号について一括してご説明いたします。

初めに議案第25号「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の変更について」についてですが、議案書の21ページから25ページまでになります。

本案件につきましては、記載の土地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に指定されております。

申請者は登別市来馬町において養豚の一貫経営を計画しており、経営を開始するために豚舎及びたい肥舎の整備を行うため、その一部を農業用施設用地に変更することについて登別市長より意見を求められておりますので、ご審議をいただくものであります。

続きまして議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

議案書は26ページから41ページまでになります。

本案件につきましては、申請者が養豚経営を開始するため来馬町にある土地の所有権を移転するものであり、許可を受けようとする土地は、資料に示す土地14筆で、面積は合わせて299,624平方メートル、転用の目的は豚舎の建設で、転用期間は許可日から30年間としております。

今回の転用の判断に係る農地の区分は、登別農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でありますので「農用地区

域」となります。

農用区域の転用は原則として不許可としておりますが、本件は利用権の譲受人の営農目的に資する施設を整備するものであり、転用の目的について問題はないものと考えます。

また、対象地については、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用区域であります。登別市では、この土地を同法に基づく農業用施設用地とすることで、農業振興地域整備計画を変更する手続きを進めており、この変更については先の議案第25号にて説明したとおりであります。現在、市では、北海道に対し計画の変更に係る協議を進めているところであり、土地の使用貸借が始まるまでには、計画の変更手続きが完了する見込みであるとのことであります。

なお、本議案について、本日の総会にて承認された場合には、北海道農業会議に意見聴取を行い12月中旬に行われる常設審議委員会を経て平成30年1月に許可をいただく見込みであります。

以上です。

議長 　ただ今、議案第25号及び議案第26号について、事務局から一括して説明がありましたので、ご質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

（「無し」の声あり。）

議長 　よろしいですか。それでは、採決いたします。
議案第25号及び議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長 　賛成多数ですので、議案第25号及び議案第26号は、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の総会において提案されました付議案件の審議につきましては、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第10回農業委員会総会を閉会いたします。